④　本工事は、品質確保等の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実施できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⑤　本工事は特定建設工事共同企業体又は単体業者を契約の相手方とする工事である。

⑥　本工事においては、申請書の提出（ただし、資料及び単価見積書の提出は持参するものとする。）及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格　次の⑴から⑮に掲げる条件をすべて満たしている者又は⑯の構成基準により結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であり、かつ、⑰に掲げる競争参加資格の確認の手続きにより１に示す工事（以下「本工事」という。）に係る共同企業体としての競争参加資格（以下「共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

⑵　当機構東日本地区における平成27・28年度の一般競争参加資格について「土木工事」の認定を受けている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、発注者が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により再認定を受けていること。）

⑶　当機構東日本地区における平成27・28年度の競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構ＨＰ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）

⑹　申請書、資料及び単価見積書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑺　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

⑻　岩手震災復興支援本部、宮城・福島震災復興支援本部及び東日本賃貸住宅本部発注の工事の工事成績について、申請書、資料及び単価見積書の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。

⑼　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　平成12年度から掲示日の前日までの期間に、元請として受注し、完成後引渡しを済ませた、同種工事※の施工実績を有すること。共同申込みの場合は、各構成員がこの要件を満たすこと。

※同種工事とは、整地工、排水工及び道路工の全ての工種を含む土木工事をいう。ただし、各工種の施工実績は、複数の工事の組合せによるものでもよい。

⑾　次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任※で配置できること。ただし、共同申込みの場合は、全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を専任で配置すること。

なお、配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができる。その場合は、３名を限度とする。

※対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者（監理技術者は対象としない）がこれらの工事を（原則として２件程度）を管理することができる事とする。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　主任技術者、監理技術者又は現場代理人として（共同申込みの場合の、代表構成員以外の構成員が配置する技術者は、担当技術者としてでも可）、平成12年度から掲示日の前日までの期間に受注し、完成後引渡しを済ませた、整地工、排水工又は道路工のいずれかの工種を含む土木工事の施工実績を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。

④　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書、資料及び単価見積書の提出日に雇用関係があることをいう。

⑿　次に掲げる基準を満たす技術者を、本工事の設計業務に配置できること。

①　本工事に関する設計を申請者自ら行う場合　申請者は、次に掲げる基準を満たす管理技術者（設計の技術上の管理を行う者）及び照査技術者（設計の技術上の照査を行う者）を本工事の設計業務に配置できること。なお、管理技術者は、主任技術者、監理技術者、現場代理人又は専門技術者を兼ねることができる。

イ　技術士法による技術士（建設部門又は総合技術監理部門）の資格を有し技術士法による登録を行っている者若しくはＲＣＣＭの資格を有し「登録証書」の交付を受けている者であること。

ロ　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書、資料及び単価見積書の提出日に雇用関係があることをいう。

②　本工事に関する設計を委託する場合

イ　設計に係る技術者の配置

・申請者は、管理技術者（設計の進捗の管理を行う者）を当該業務に配置できること。

・申請者より委託され本工事に関する設計を行う者として予定されている者（以下「予定設計受託者」という）は、設計主任技術者（設計の技術上の管理及び統括を行う者）及び照査技術者（実施設計図書の内容の技術上の照査を行う者）を当該業務に配置できること。

ロ　管理技術者（設計の進捗の管理を行う者）の資格要件

・技術士法による技術士（建設部門又は総合技術監理部門）の資格を有し技術士法による登録を行っている者、ＲＣＣＭの資格を有し「登録証書」の交付を受けている者、若しくは、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

・管理技術者は、当該工事の主任技術者、監理技術者、現場代理人又は専門技術者を兼ねることができる。

・申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書の提出日に雇用関係があることをいう。

ハ　予定設計受託者は次のａからｇに掲げる基準を全て満たしている単体企業とする。

ａ　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

ｂ　当機構東日本地区における業種区分「土木設計」に係る平成27・28年度の競争参加資格の認定を受けていること。